

鎌総第3498号

令和8年(2026年)2月27日

鎌倉市議会議長

中澤 克之 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

本件につきましては、令和8年(2026年)2月16日付鎌総第3399号にて、神奈川県警の見解を除いて回答できる範囲について回答いたしました。

この度、神奈川県警の見解を得たため、追加で回答をするものです。



事務担当

総務課総務担当 (内線2242・2243)

議会受付番号	文書質問第 23 号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (都市整備部道路課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第23号の質問について、神奈川県警の見解が得られたため、次のとおり改めて答弁いたします。

1 質問の内容

① 別紙資料1枚目の写真

手前の横断歩道は渡る人が殆どいないのにひいてある。こんな場所で渡って反対側を歩いたら危ない。また横断歩道の白線に目線をとられるので安全確認の為によろしくない。

② 別紙資料2枚目の写真

橋の上に幅広い横断歩道設置してあるが、人がよく渡るのは赤いラインをひいた場所で実態とあっていない。また、学校側から車で走ると横断歩道の白線に目線をとられるので安全確認の為よくない。更に、極楽寺駅方面から左折する車からは歩行者が渡っているのが見えないので危険である。この横断歩道の左右は江ノ電の写真を撮る為にカメラマンとモデルが両側に散らばり撮影会を常にやっている。渡る人なのか？撮影の人なのか？判別が出来ない。ここに横断歩道を設置されるのは大変危険である。

③ 別紙資料3枚目の写真

止まれの標識は橋の向こう側。停止線は橋のいちばん手前。間に横断歩道設置。止まれの表示箇所は上り坂になっている。普通の表示とは異なる位置関係であり違和感がある。

④ 別紙資料4枚目の写真

普通の場所はとまれの標識、すぐ下に停止線、横断歩道は標識より先にある。

止まれの標識のすぐ下に停止線。横断歩道は当然人が渡る前面の導線側にひくべきである。近隣を調査しているが極楽寺と同じ位置関係の場所は無い。

さくら橋近隣の人の出入りは以前と状況が変わっており実態に合っておらず危険である。車も人も非常に通行しにくい道路表示になっているので、安全に通行できるように改善をしていただきたい。道路管理者である鎌倉市と、交通管理者である神奈川県警に見解を伺いたい。

2 質問の理由

現在江ノ電擁壁の工事をやっており、橋の上が工事によって半分塞がれているので危険な状況なので早期改善を求める為。

3 答弁を求めるもの

市長

4 答弁

令和8年(2026年)1月30日付の「極楽寺さくら橋近辺の道路標示に関する質問主意書」に対する神奈川県警(交通管理者)の見解を得たため、別紙のとおり改めて回答します。

交通管理者からは、当該箇所の安全対策について、交差点改良を行わなくともグリーンベルト等を設置することで道路管理者の対応とできる旨見解を得たところです。

今後、交通管理者から、横断歩道が廃止可能との連絡があれば、交通管理者と協議し、道路管理者が行う対策の実施に向けた地元調整に進んでまいります。

5 添付書類

- (1) 令和8年2月19日付け鎌交発第1122号「極楽寺さくら橋近辺の道路標示に関する対応について(回答)」



鎌倉発第1122号
令和8年2月19日

鎌倉市都市整備部
道路課長 殿

鎌倉警察署交通課長

極楽寺さくら橋近辺の道路標示に関する対応について（回答）

梅花の候、貴殿におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から警察行政全般にわたり、多大なる御理解、御協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、貴課より令和8年2月10日付け「極楽寺さくら橋近辺の道路標示に関する対応について」の依頼内容について、神奈川県警察本部の担当部署である交通部交通規制課と協議し、協議箇所である極楽寺さくら橋近辺の交通安全対策について、交通管理者として、下記のとおり回答致します。

記

1 極楽寺さくら橋近辺の交通安全対策

交通管理者として別添質問主意書の内容を吟味すると、極楽寺さくら橋近辺のより効果的な交通安全対策については、現存する2か所の横断歩道について、利用されていない横断歩道の現状や道路交通法第12条第1項の規定により歩行者等の横断歩道利用が守られないことを考慮すると、地域住民の要望に基づき2か所横断歩道の廃止を検討することが望ましいと考えます。

その上で、2か所の横断歩道の廃止について、地域住民の合意があれば、

・道路管理者の交通安全対策により

長谷方面から稲村ガ崎方面に面する歩道の設置がない道路部に歩道と歩道を結ぶ路側帯及び歩行者空間及び通学路の明白化をするためグリーンベルトを新設し、交差点部には、横断指導線及びグリーンベルトを新設する。

・交通管理者の交通安全対策により

現存する交通規制の一時停止（止まれ）を移設し、交差点方向へ停止線を前出しする。

以上のとおり、対応することが望ましいと考えます。

また、道路管理者により極楽寺さくら橋近辺の交差点の道路改良が可能であれば、他の交通安全対策が可能であるものの道路構造上、道路管理者より道路改良は不可能である旨の回答をもとに交通管理者として見解するものです。

（別添、地図資料の参照のとおり）



（担当者）鎌倉警察署
交通課交通総務係
規制担当 小杉宗谷 TEL0467-23-0110(内線412)



稲村ガ崎小学校方面

既存の路側帯
既存のグリーンベルト

新設の横断指導線
新設のグリーンベルト

止まれの移設
停止線の前出し

新設の路側帯
新設のグリーンベルト

長谷方面

稲村ガ崎方面

上杉憲方墓

極楽洞